

竇融期の河西統治制度と対外政策

野 口 優

【要約】 従来、竇融期の簡牘は十分な批判なく前漢時代の制度復元に利用されてきた。この様な傾向は、竇融期の統治制度の独自の有無が十分に研究されていないことに由来する。本稿は、第一章で竇融政権の成立状況・河西の社会状況を、第二章で竇融政権の統治制度を、第三章で竇融政権の対外政策を考察することにより、竇融期の河西統治制度の独自性及び実態を検討する。三章にわたる考証を通じて、竇融期特有の社会状況及び竇融政権が軍事・人事に関して大将軍府への集権化に成功したが、特定の行政事務に関しては太守府の仲介・補助を必要とする至な権力構造であったこと、そして制度的・構造的には一貫して大将軍府が河西統治の実権を掌握していたことを論証する。最終的に、竇融期の河西統治制度と前漢時代の制度の差異を確認し、竇融期の簡牘の使用法に関する問題を提起する。

史林 九五巻六号 二〇二二年一月

はじめに

竇融は、王莽新の崩壊を承けて成立した更始政権期から、後漢王朝の草創期に至るまで河西地方（現在の甘肃省・内モンゴル自治区一带）を統治した。本稿では、出土史料との兼ね合いにより、特に竇融が河西に赴任した更始政権期（後二三―二五）から、河西での屯戍活動が停滞を迎える建武八（後三三）年^①までを竇融期と定義する。竇融の事績は、『後漢書』竇融伝にまとめられ、個別事象は、『資治通鑑』が手際よく整理し編年している。二〇世紀後半まで、竇融や竇融期の河西地方を研究する場合、多くを文献史料に依拠せざるを得なかった。一九三〇―三一年に居延漢簡（以後、旧簡と呼ぶ）が発

掘されたものの、更始政權成立以降の時期の簡牘は数量的に乏しく、漢簡を主とした竇融期に関する研究は少ない。この研究状況に劇的な変化が起きたのは、一九七三〜七四年に約二万枚に及ぶ居延新簡が発掘されたことによる。特に、甲渠侯官の文書庫とされる第二房屋（F二二）から、四〇もの冊書を含む九百枚近い王莽期から建武年間の簡牘が出土し、竇融期の河西統治について新たな史料を提供した^②。その後、竇融期に関する諸研究として、裘錫圭氏の研究（裘一九九二、六一〜六一九頁）^③、劉光華氏の研究（劉一九八二）、初師賓・任步雲両氏の研究（初・任一九八二）、何双全氏の研究（何一九八八）などが発表された。ただし、これら諸研究はいずれも甲渠侯官出土の新簡全ての釈文が公表された一九九〇年以前の研究であり、新簡を部分的にしか活用できていない。薛英群氏の研究（薛一九九一、二七二〜二九二頁）は甲渠侯官出土の新簡全ての釈文公表後のものであるが、侯官出土新簡全ての図版が公開された一九九四年以前の研究であり、簡牘の外形や書法・墨色など図版から得られる情報を十分に活用できていない。また、鵜飼昌男氏は、文献史料と新簡の記事を比較・分析し、竇融期の政治史を詳細に検討した上で、建武五年夏以前と以後は政治的に区別されるべきであるという極めて重要な提言を行った（鵜飼一九九六）。しかし、建武四（後二八）年以降の事件が未整理である上に、竇融期独自の統治制度の有無についてほとんど注意を払っていない。

なぜ、竇融期独自の統治制度の有無がそれほど重要になるのか。この問題は、単に竇融期の歴史研究だけに影響を与えるに止まらない。なぜなら、前に述べたように、F二二から四〇もの冊書が出土したことにより、その冊書を用いて前漢期の制度を復元しようとする研究も多いためである。例えば、永田英正氏は建武五年の人事関係冊書を用いて、前漢期の辺郡の人事制度を考察している（永田一九八九、五〇八〜五〇九頁）。また、初山明氏は、建武期の二種の裁判関係冊書から漢代の裁判制度の復元を試みている（初山二〇〇六、一二五〜一六四頁）。いずれの研究も、竇融期の河西統治制度は漢代の河西統治制度からさほど大きな変更がないという前提に立っている。この様な認識は、竇融期の統治制度の独自性の有無が充分に研究されていないために生じたものであろう。そして、一九九八年〜二〇〇二年間の五年間にわたって、居延地

区の調査が行われ、竇融期の簡牘を含む約八〇〇枚の額済納漢簡が出土し、竇融期の研究に新たな史料を提供した。^④ その結果、昨今、藤田高夫氏の研究（藤田二〇〇九）が発表されるなど、竇融期に関する研究が再検討されつつある。

そこで、本稿では竇融期の統治制度の独自性の有無および実態を考察することを第一の目標とし、その上で従来の竇融期の簡牘の使用法に関する問題を提起したい。また、鶴飼氏が考察しなかった建武四年、特に政治的に区分すべきとされる建武五年夏以後の竇融政権の対外政策を考察することによって、氏の研究の欠をも補いたい。

なお、本稿で引用する居延新簡の図版と釈文は、甘肅省文物考古研究所ほか編『居延新簡・甲渠候官』（中華書局、一九九四）を用いる。旧簡に関して、基本的に、図版は勞幹『居延漢簡図版之部』（中央研究院歷史語言研究所、一九七七再刊）に、釈文は謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡釈文合校』（文物出版社、一九八七）に依拠する。また、額済納漢簡については、図版は、魏堅主編『額済納漢簡』（広西師範大学出版社、二〇〇五）に、釈文は孫家洲主編『額済納漢簡釋文校本』（文物出版社、二〇〇七）に依拠する。そして、敦煌漢簡は、図版・釈文とも特に断りが無い限り、甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』（中華書局、一九九二）に依拠する。

加えて、本稿の釈文で用いる記号は、 \square が簡の断裂、 \square が釈読不明の一字、 \blacksquare が封泥匣、……が釈読・字数ともに不明の部分の意味する。

- ① 甘肅居延考古隊によれば、建武八年の後半期より連続的な屯戍活動が停止した（甘肅居延考古隊一九七八）。これは、『統漢書』百官志五に、「中興建武六年、省諸郡都尉、并職太守、無都試之役。省關郡都尉、唯邊郡往往置都尉及屬國都尉、稍有分縣、治民比郡」とある辺郡の統治制度の再編が関係するのかもしれない。
- ② 汪桂海氏は、F二二保存の文書ほとんどが王莽期の地皇元（後二〇）年から建武八（後三二）年までの十三年間のものであるとする。
（汪一九九九、二二七―二三二頁）。
- ③ 初出は一九七九年である。頁数を載せるため、当該論文を所収する巻一九九二で引用する。
- ④ 二〇一一年に、居延新簡のうち、肩水金關出土簡が部分的に公表されたが、公表された簡牘は全て前漢期に属す簡牘と思しいため、本稿では取り上げない。

第一章 竇融政権の成立と河西社会

第一節 竇融政権の成立

王莽の新王朝がわずか一五年で瓦解した後、更始帝が更始元（後二三）年に新皇帝となった。以下、『後漢書』竇融伝に沿って、竇融政権の成立までを概観する。なお、ここでいう竇融政権とは、更始政権崩壊後の混乱の中で成立し、後漢王朝が中国統一をほぼ成し遂げた建武二二（後三六）年に、竇融が中央に栄転することによって自然消滅する、竇融を長とする河西五郡（武威・張掖・酒泉・敦煌・金城郡）で構成される広域の連合政権のことである。

さて、竇融は扶風平陵県の出身で、前漢時代には皇后も出した名門の家系出身である。竇融は王莽の新王朝に仕え、軍功を挙げたが、王莽の敗亡後、新たに成立した更始政権に投降した。竇融は更始政権下で厚遇を受け、更始帝によって当初鉅鹿郡の太守に任命された。しかし、竇融は東方の状況が不安定であるとともに、自身の父祖が代々河西地方で太守・護羌校尉を歴任していたことから、当地の風俗を知悉していたため、張掖属国都尉の官位を欲した。『後漢書』竇融伝には、竇融が自身の兄弟に語った言葉として、

天下の安危未だ知るべからず。河西殷富にして、河を帯び固めと為す。張掖属国精兵萬騎にして、一旦緩急あるも、河津を杜絶すれば、以て自守するに足る、此れ種を遺すの處なり。

とある。念願の張掖属国都尉の官位を手に入れた竇融は、河西地方で「雄傑を撫結し、羌虜を懐輯し、甚だ其の歓心を得たり。河西翕然として之に帰す」という状況を作り上げた。

そして、更始三（後二五）年に更始帝が赤眉勢力に敗滅させられて以降、竇融は河西の郡太守・都尉と協議し、

今天下擾ぎ亂れ、未だ歸する所を知らず。河西斗絶して羌胡中に在り、心を同じくし力を勤せざれば則ち自守する能わず。權鈞し

【竇融政権太守・將軍在任者表】

竇融政権成立以前		竇融政権成立時		建武八年
金城太守：庠鈞 武威太守：馬期 張掖太守：任仲 酒泉太守：梁統 敦煌太守：？ 張掖都尉：史苞 酒泉都尉：竺曾 敦煌都尉：辛彤	→	金城太守：庠鈞 武威太守：梁統 張掖太守：史苞 酒泉太守：竺曾 敦煌太守：辛彤	→	金城太守：庠鈞 武威太守：梁統 張掖太守：史苞 酒泉太守：辛彤 敦煌太守：辛彤？ 武鋒將軍：竺曾

* 1 『後漢書』竇融伝より作成。

* 2 錢大昕は竇融政権成立以前の庠鈞を金城都尉とする（『廿二史考異』卷一一竇融伝）が、確証がないため、『後漢書』竇融伝に従っておく。

* 3 建武七年に酒泉太守の竺曾が辞任したが、竇融は竺曾を武鋒將軍に任命し、敦煌太守の辛彤を酒泉太守とした（『後漢書』竇融伝）。ただし、建武八年時点で、敦煌太守の任に就いていた人物は不明であり、辛彤が兼務していた可能性がある。

く力齊しければ、復た以て相い率いる無し。當に一人を推して大將軍と為し、共に五郡を全うし、時の變動を觀るべし。

という意見が提出され、竇融が「行河西五郡大將軍事（河西五郡の大將軍事務の代行者）」に推戴された。竇融を支える河西五郡の太守には、

是に於いて梁統を以て武威太守と為し、史苞を張掖太守と為し、竺曾を酒泉太守と為し、辛彤を敦煌太守と為し、庠鈞を金城太守と為す。

と、上記の五人が任命された。竇融は、「属国に居り、都尉の職を領すること故の如し。従事を置き五郡を監察す」と、属国都尉の官職を兼任しつつ五郡を監察することになった^①。鵝飼氏によれば、竇融政権の成立は赤眉勢力が光武帝に降伏する直前の建武二（後二六）年十一月頃のことである（鵝飼一九九六）。

以上が更始帝即位から竇融政権成立までの経緯である。ここで、竇融政権が数郡に跨がる広域な連合政権であったという点に着目したい。渡邊信一郎氏によれば、数郡規模にわたる治水・水利事業や通信・交通事業の労働編成は、中央派遣の使者を指揮・監督官とし、当該地域の徭役・刑徒・雇用労働を臨時に編成して遂行された。つまり、中央次元と地方郡県次元をつなぐ中間次元の広範な労働編成の制度化が未成熟であったのである（渡邊二〇一〇、一五八―一五九頁）。軍事でも同様に、中央の監督のもと複数の郡が共同して出兵した事例が存在する。敦煌馬圈湾出土土簡に、

①齋五十日糧還詣部。盡力距（拒）虜、不敢遺微力。臣ム前比比上書、請河西精兵。

D 一三九^②

【五十日分の食糧を携帯し帰還して部に至りました。力を尽くして虜を防ぎ、決して余力を遣しませんでした。臣は個人的に以前より数々上書し、河西の精兵を請うてきました。】

②二十六日、上急責發河西三郡精兵。□度以十一月

D 五一

【二十六日、上は急ぎ河西四郡の精兵を發するよう求めました。□度（？）十一月に……】

③亟□□第三輩、第一輩兵出千八十人。第二

D 一五五

【速やかに第三部隊を……、第一部隊の兵一〇八〇人が出撃した。第二……】

とあることからわかる。胡平生氏によれば、上記諸簡には王莽期に河西四郡の精兵が動員され、軍事的に劣勢にあつた西域戦線に援軍として派遣された顛末が記されている（胡二〇〇〇、八二～八五頁）。後漢時代にも、同様に、

匈奴大いに塞に入るに會して、烽火日ごとに通ず。故事、虜入ること五千人を過ぐれば、書を傍郡に移す。吏檄を傳え救いを求めんと欲す。范聽さず、自ら士卒を率いて之を拒ぐ。（『後漢書』廉范伝）

とあり、五千以上の異民族の大軍の侵入に対して、近隣の郡が共同して対処する原則が存在していたことが記述されている。大櫛淳弘氏は、『漢書』成帝紀の

冬、廣漢の鄭躬等の黨與寔く廣まり、犯すこと四縣を歴す、衆且さに萬人にならんとす。河東都尉の趙護を拜して廣漢太守と爲し、郡中及び蜀郡を發し合して三萬人之を撃つ。

等の記述から、前漢期にすでに、中央派遣の使者のもと、複数の郡による共同鎮圧の形態が見えるとする（大櫛一九九四、二二四頁）。そうであるならば、異民族中に孤立した竇融政権は、前漢後半期にすでに存在していた複数の郡による共同防衛の形態を踏まえて成立した政権であることが強く示唆される。だからこそ、竇融伝には、河西五郡の連合成立後の状況として、

兵馬を修め、戰射に習い、烽燧の警を明らかにし、羌胡塞を犯せば、融輒ち自ら將たりて諸郡と與に相い救うこと、皆な符要の如し、毎に輒ち之を破る。

と、異民族の攻撃を受ければ、「諸郡と與に」河西五郡の防衛にあたっていた状況が描かれるのであろう。

このように、寶融政権は、前漢以来の複數郡による共同防衛制度の系譜を引き、中央政府の監督下になくとも複數郡の共同防衛を遂行していることから、渡邊氏が述べるような複數郡に跨がる広範な労働編成の制度化の未成熟という問題を表面的には克服した政権である。元来、異民族に囲まれた河西を「自守」し、「共に五郡を全う」するために、軍事を主眼として成立した政権であるため、複數郡で構成される河西地域の行政運営には、前漢時代とは異なる要素が存在したとらしい。この問題は次章以下で検討し、次節ではさらに寶融期の河西の社会状況に触れておこう。

第二節 寶融期の河西社会

寶融期の河西社会で特筆されるべき状況として、河西地方への人口流入が挙げられる。寶融政権が、異民族の侵入の撃退に一定の成果を収めたのちに、

其の後 匈奴懲又し、復た侵寇すること稀にして、保塞の羌胡皆な震服し親附し、安定・北地・上郡の流人の凶飢を避けんとする者、之に歸すること絶えず。（寶融伝）

とあるように、安定・北地・上郡の三郡から人口が河西地方に流入したことが明確に記されている。^③

寶融期の河西地方の人口増の状況は、河西地方の居住民の間で問題を引き起こしたらしく、居延新簡にも、

④ 建武六年七月戊戌朔乙卯□

府書曰、屬國秦胡・盧水土民、從兵起以來□

EPF二二・四二

⑤ 匿之。明告吏民、諸作使秦胡・盧水土民畜牧・田作、不遺有無、四時言。● 謹案、部吏母作使

屬國秦胡・盧水土民者。敢言之。

EPF二二・四三

【建武六（後三〇）年、七月一八日……府書に言うことには、屬國の秦胡・盧水の士民、兵起きてより以来……】

【匿之。吏民に明確に申し渡し、およそ秦胡・盧水土民を畜牧・田作に使役することや、派遣しないことの有無を四季ごとに報告せよ。●謹んで調査致しましたところ、部吏で屬國の秦胡・盧水土民を使役している者はありません。以上申し上げます。】

のように、屬國の住民や異民族の使役の有無の調査がなされている。『後漢書』西羌伝にも、班彪が、

今（建武九年）涼州部に皆な降羌有り、羌胡被髮左衽にして、漢人と雜処し、習俗既に異なり、言語通ぜず、数しば小吏黠人の侵奪せらるる所と為り、悲を窮めて聊しむ無く、故に反叛を致す。

と河西地方の居住民の問題について警鐘を鳴らしている。文献史料に徴すれば、竇融期には漢人が多数河西へ移住しており、その対応に苦慮することになったのである。

そのほか、もう一つ特筆すべき事態として経済の統制が挙げられる。先行研究で指摘されてきたように、王莽末年の混乱から、全国的に食糧価格は上昇を続けていた。建武初年の極端な状況として、『後漢書』馮異伝に、「時に百姓飢餓し、人相い食む、黄金一斤、豆五升に易う」とある。竇融政権は、安定して河西を統治するために、河西の人々に安価で食糧を供給する必要があった。当時の河西の穀物価格としては、「建武三年侯粟君所責寇恩事」冊書中に、「市穀決石四千（市場の穀は一石ごとに四千銭で取引されている）」（EPF二二・二七）とあり、他の地域と比較すると、かなり低額に抑えられていた。

また、物価特に食糧価格を低水準に止めておくためにも、竇融政権は貨幣の嚴重な統制を行う必要があった。言うまでもなく、河西で流通する貨幣の信用が失われて貨幣価値が下落すれば、物価が高騰し、深刻なインフレが引き起こされる。そうなれば、低水準に止めていた食糧価格が高騰し、河西社会の治安に深刻な影響を与えることになる。竇融政権にとつて、貨幣価値の管理は河西統治の安定化に不可欠の政策であった。居延新簡には、

⑥建武六年七月戊戌朔乙卯、甲渠鄯守候 敢言之。府移大將軍莫府書曰、姦黠吏

民作使賓客、私鑄作錢薄小不如法度。及盜發冢、公賣衣物于都市。雖知莫謹苛、百姓患苦之。

E P F 二二・三八 A

⑦書到、自今以來、獨令縣官鑄作錢令應法度。禁吏民毋得鑄作錢及挾不行錢、輒行法。諸販賣

發冢衣物于都市、輒收沒入縣官。四時言犯者名狀。●謹案部吏毋犯者。敢言之。

E P F 二二・三九

【建武六（後三〇）年七月一八日、甲渠鄯候心得の が申し上げます。（都尉）府が送達してきた大將軍莫府書には、狡猾な吏民が賓客をこき使い、私かに錢の薄くて小さい法定とは異なるものを鑄造している。そして不正に墓を暴き、公に衣物を都市で売っている。譴責がないことを知っているが、人民は苦しんでいる。】

【書が到着すれば、これから縣官に錢を鑄造させ法度に適合させる。吏民が錢を鑄造すること及び流通しない錢を私有することを禁止する。（違反すれば）そのたびに」とに処罰を執行する。およそ墓を暴いて手に入れた衣物を都市で販売すれば、そのたびごとく没収して縣官に入れる。四季ごとに違反者の名前と状況を報告せよ、とあります。●謹んで調査しましたところ、部吏に違反者はおりません。以上申し上げます。】

とあり、違反者に対して処罰を徹底する旨の通知を下し、下部機関に違反者の有無を調査させている。その他にも寶融期には、

⑧將軍使者・太守議、貨錢古惡小率不爲用、改更舊制設作五銖錢、欲便百姓。錢行未能。

一六・一一（破）

【將軍使者・太守が協議し、貨幣は古く質が悪く小さく摩耗しているため役に立たず、旧制に変更し五銖錢を作り、人民に便宜を図りたい。錢の流通は未だできていない。……】

と貨幣改革を巡る動きもあった^⑦。上記諸改革が功を奏したのか、建武六年七月以降程なくの時期に書かれたとされる「建武初年軍情簡」中には、^⑧「穀麥熟石千二百（成熟した穀・麦一石あたり二二〇〇錢）」（E P F 二二・三三五 A）とある。劉光華氏の指摘のように、寶融期の河西の穀物価格は低下する傾向にさえあったのである（劉一九八二）^⑨。

このように、食糧価格の安定は、竇融伝に見えるような周辺郡の住民のより一層の河西への移住を促したと思しい。これは、前に述べたような河西民間の問題を助長したであろう。竇融政権は、河西統治の安定化のために食糧価格を安定させたが、近隣郡住民の流入を招き、その結果、かえって居住民間の問題を引き起こすという自家撞着の状況に陥ったのである。

前節で述べたように、竇融政権は前漢の防衛制度の系譜を受け継ぐ軍事防衛に主眼を置いた政権であったが、上記のような状況の中、河西統治を安定させるため、行政にも多大な労力を費やさねばならなかった。しかも、竇融期には、前漢時代と比べ多数の人口の流入や経済の混乱など複雑な要素も加わった。竇融政権がどのような対策を講じたのか、主に竇融政権の軍事・行政組織の再編に着目して次章で改めて考察しよう。

① 敦煌漢簡に、

□耐融使告部從事移

□更主踵故以

D一九四九A

とある。王国維氏が夙に指摘するように、簡中の部從事とは、竇融が置いた五郡を監察するための從事であろう（羅・王一九九二、一一二頁）。出土簡からも、大將軍府が五郡を監察するために從事を設置したことが裏付けられる。

- ② 釈文は、胡平生氏に従う（胡二〇〇〇、八五頁）。
③ 額濟納漢簡には、

□大且居蒲妻子・人衆凡萬餘人皆降。餘覽喜、拜之□□□□□□□□
符蒲等、

其□□□□質修待子入、餘□□入居……。伋奏、辯詔命、宣揚威、
□安雜□、
二〇〇〇E S 九 S F 四・九

邊竟水寧。厥功伋焉。已鼓□寇爵宣公、即拜爲虎耳將軍。封伋爲
楊威公、即拜爲虎賁將軍。使究其業。……

二〇〇〇E S 九 S F 四・八
とあり、投降した民がどの郡にどの程度、配置されたかは判然としな
いもの、おそらく涼州にも相当数移住させられた可能性がある。

- ④ 同様の内容の簡として、E P F 二二・六九五が挙げられる。

⑤ 班彪は、竇融の下に身を寄せており、建武九年の上奏だが、竇融期の河西地方の状況を念頭に置いていると思しい。

- ⑥ 例えば、後段で引く劉光華氏の研究が挙げられる（劉一九八一）。

⑦ 簡⑧中に、旧制である五銖錢に戻すところなのは、貨幣を変更した王莽期以降の簡であることの明証である。また、王莽期に太守の官名を郡太守から大尹と変更しているが（『漢書』王莽伝中）、簡中では太守とあることから、竇融期の簡である蓋然性が高い。さらに、旧簡の原簡番号の上番号は、出土した簡牘を入れた袋の番号のことであり、袋番号が同一であれば、同一地点から出土したことを意味する。簡⑧と同じ発掘地点からは簡⑨や一六・一〇など竇融期の簡が出土しており、当該簡が竇融期の簡であることの傍証となる。なお、袋の上番号につ

⑧ ⑨ ⑩

建武四年五月辛巳朔戊子、甲渠塞尉放行候事、敢言之。詔書曰、
 吏三百石・庶民嫁娶母過萬五千。關内侯以下至宗室及列侯子、婢
 聚各如令。犯者没入所齎奴婢蟬物縣官。 E P F 二二四五六
 などのように、婚姻の奢侈を戒める法令も發布されている。

第二章 大將軍府と都尉府・太守府

第一節 都尉府の権限拡張と大將軍府

宣帝期に漢が呼韓邪单于と和平を結んでより、前漢後半期の西北辺郡の状況は常に安定していた。辺郡に複数存在した都尉府は、太守府の統属下にあつて自身の管轄区域の治安維持に務めていた。しかし、王莽期になると匈奴との関係悪化から、西北辺郡の状況に変化が見られるようになる。『漢書』匈奴伝下には、

左骨都侯・右伊秩訾王の呼盧訾及び左賢王の樂を遣わして兵を將いて雲中の益壽塞に入らし、大いに吏民を殺さしむ。是の歳、建國三（後一一）年なり。是の後、單于^{ひと}、歴く左右部都尉・諸邊王に告げ、塞に入りて寇盜せしむ。大輩萬餘、中輩數千、少なる者數百、鴈門・朔方の太守・都尉を殺し、吏民の畜産を略すこと數うるに勝うべからず。縁邊虚耗す。

と、王莽期における辺郡の危機の様子が記されている。竇融が河西地方に自身の権力基盤を確立してからも異民族との交戦が継続していたことは、額濟納漢簡中の、

⑨ 建武四年九月戊子、從史閔敢言之。行道以月十日到棗他候官。遇棗他守尉馮承言、今月二日、胡虜入酒泉□□□

二〇〇〇ESF九SF三…四A

⑩ 入肩水塞、略得焦鳳牛十餘頭、羌女子一人。將西渡河。虜四騎止都倉西放馬、六十餘騎止金關西。月九日日蚤食時□

二〇〇〇ESF九SF三…四B

⑪前輩到金關西。門下掾誼等皆在金關、不得相聞。閔等在候官、即日鋪時、塵烟火到南亭。昏時、火遂……□

二〇〇〇ESF九SF三…四C

【建武四（後二八）九月戊子、從史閔が申し上げます。出張し今月十日に藁他候官に到着致しました。藁他守尉の馮承の言では、今月二日、胡虜が酒泉……に入り……】

【肩水塞に侵入し、焦鳳の牛十余頭・羌族の女子一人を略奪し、將いて西に進み河を渡りました。虜の四騎は都倉の西に止まり馬を放ち、六十余騎は金關の西に止まりました。今月九日の日蚤食時に……】

【先行部隊が金關の西に到着しました。門下掾の誼らは皆金關におり、連絡を取ることができませんでした。閔らは候官におり、その日の鋪時に信号の煙火が南亭に届きました。昏時、火は連続して……】

という檄からも看取されよう。王莽期以降、河西地方は異民族の侵入に悩まされていたのである。

このように異民族と交戦状態にあった竇融期の河西地方で、都尉府を含めた官制に大きな変化がみられる。王莽期まで、

⑫三月己丑、張掖庫宰崇以近秩次行大尹文書事・長史丞、下部大尉・官・縣、承書從事、下當用者。有犯者輒言。如詔。書到言。兼掾義・兼史曲・書史遷金。 EPT五九・一六〇

【四月乙丑、張掖庫宰の崇が秩次の近いことから大尹（＝太守）の文書の事務を代行し、長史の丞とともに、部大尉（＝部都尉）・候官・県に下す。文書を受け取ればしかるべく処理し、担当者に下せ。違反者がいればその都度報告せよ。如詔。書が到着すれば報告せよ。兼掾の義・兼史の曲・書史の遷金。】

のように、郡の長官である太守が部都尉及び県に文書を下していたが、建武年間になると、

⑬建武八年三月己丑朔 張掖居延都尉誼、行丞事城騎千人躬、告勸農掾禹、謂官・縣。

令以春祠社禱。今擇吉日、如牒。書到、令丞循行、謹修治社禱。令鮮明。令丞以下當

EPT二〇・四A

【建武八（後三二）年三月某日、張掖居延都尉の誼、丞の事務を代行している城騎千人の躬が、勸農掾禹を通じて、候官・県に通達

する。令に春に社稷を祀るようにせよとある。今吉日を選ぶこと、如牒。書が到着すれば、令丞は巡回し、謹んで社稷を整備せよ。令は明らかである。令丞以下は当然……】

のように、都都尉が県に命令を発している。^① 裴錫圭氏の指摘のように、建武年間になって、都尉府は県を自身の統属下に置いたのである（裴一九九二、六一九頁、注一〇）。^②

では、この官制の変容が河西統治に如何なる影響を与えたのか。大將軍府と都尉府の關係を通して考察しよう。大將軍府と辺郡都尉府の關係を示す史料として、居延新簡中に「建武三年奉例」と呼ばれる十枚の簡牘からなる冊書がある。紙幅の都合上、冒頭の二簡の引用に止める。

⑭ 建武三年四月丁巳朔辛巳、領河西五郡大將軍・張掖屬國都尉融、移張掖居延都尉。今爲都尉以下奉、各如差。司馬・千人・候・倉長・丞・塞尉職間、都尉以便、宜財予從史・田吏、如律令。
E P F 二二・七〇

⑮ 六月壬申、守張掖居延都尉曠、丞崇、告司馬千人官、謂官・縣。寫移書到、如大將軍莫府書律令。掾陽・守屬恭・書佐豐

F P F 二二・七一 A

【建武三（後二七）年四月二五日、領河西五郡大將軍・張掖屬國都尉の（竇）融が張掖居延都尉に送る。今居延都尉以下の奉を設定すること、それぞれ差の如し。司馬・千人・候・倉長・丞・塞尉の職間について、都尉は便宜の財を以て從史・田吏に与えよ。如律令。】

【六月一六日、張掖居延都尉心得の曠、丞の崇が、司馬千人の官を通して、候官・県に通達する。書き写した書が届いたならば、如大將軍莫府書律令。掾の陽・守屬の恭・書佐の豊。】

ここでは、竇融が居延都尉府に命令を下し、各官の俸給を定めている。前漢の制度では、辺郡都尉府は太守府に属するが、建武年間には河西五郡大將軍と張掖屬國都尉を兼任する竇融の大將軍府に属していたことが窺える。他にも大將軍府から居延都尉府以下の軍事機構に太守府を経由させずに文書を送達した例としては、甲渠候官出土簡に、

⑯ 甲渠鄯守候 敢言之。府移大將軍莫

困愁苦、多流亡。在郡縣吏……

E P F 二二…三三二

【……甲渠鄯候心得の が申し上げます。(都尉) 府が送達してきた大將軍莫……困し憂え苦しみ、多く流亡している。郡県の吏は……】

などが見える。簡⑯は、簡⑥と同様「府移大將軍莫府書」とあったと思しく、大將軍府—居延都尉府—甲渠候官という文書伝達経路を示しており、太守府は文書伝達に関与していない。

また、裁判に関しても、前漢時代までは、

⑰ 囚律、告劾毋輕重皆關屬所二千石官。

E P T 一〇…二 A

【囚律、告発・弾劾は軽重を問わず全て所属するところの二千石の官に報告せよ。】

漢 秦郡を承け、太守を置き、治民し断獄す。都尉治獄す。(『漢官旧儀』下)

と、太守・都尉が重責を担ったことが記されている。ところが、建武年間になると、

⑱ 府 告居延。甲渠鄯候言、主驛馬不侵候長業・城北候長宏

E P F 二二…四七七 A

⑲ 居延以吞遠置麥千束貸甲渠。草盛伐麥、償畢已。言有

E P F 二二…四七七 B

⑳ 將軍令 所吞遠置麥、言會六月廿五日 又言、償置麥、會七月廿日 建武六年二月

E P F 二二…四七七 C

【……府 居延(県)に告ぐ。甲渠候官の長官が述べるには、驛馬を管理していた不侵候長の業・城北候長の宏は……】

【……居延(県) は吞遠置の麥千束を甲渠(候官) に貸与した。草は茂り麥を刈り、返済はすでに完了した。言有……】

【……將軍令 吞遠置の麥を、六月二五日までに報告せよ。●加えて申し伝える、置への麥の返済は、七月二〇日までにせよ。建武

六(後三〇) 年二月……】

のように、大將軍府が裁判に関与するようになった。断簡のため、具体的な裁判の経緯は判然としないものの、秣の弁償

に関するものであり、大將軍府が最終判断を下している^③。寶融期において、必ずしも常に大將軍府が裁判の最終決定を下すわけではないが、大將軍府が裁判の判決を行う事例も確かに存在する。

このように、寶融の大將軍府は、都尉府の従来の上級機関である太守府を差し置き、直接都尉府に命令を下し、都尉府を自身の統属下に置いた。では、建武期の太守府の役割・権限はいかなるものか。太守府は大將軍府・都尉府といかなる関係を有していたのか。

第二節 大將軍府と太守府

まず、確認しなければならないことは、寶融期において、太守府を経由せずに大將軍府から都尉府に文書が送られることもあったが、太守府が都尉府に文書を送ることが無くなったわけでは決してないことである。例えば、

②①……長□□行太守事、守丞宏、移部都尉、謂官縣。大將軍莫府

移計簿、錢如牒。……莫府録律令。

E P F 二二：一七三 A

〔……太守の事務を代行し、丞心得の宏が、部都尉に送り、候官・県に通告させる。大將軍莫府が計簿を送り、金額は別冊の通り。

……莫府録律令。〕

という簡が存在する。簡中の「計簿」とは、上計の報告書（斯波義信編二〇二二、一三〇頁）である上計簿のことである。

『統漢書』百官志五州郡条の劉昭注所引胡広注によれば、その上計簿に記載される事項には、

秋冬歳盡くれば、各おの縣の戸口、墾田、錢穀の出入、盜賊の多少を計り、其の集簿を上る。

とある。簡②①は、上計に関して太守府が都尉府以下に文書を送達したものであることが了解される。他にも寶融期の上計に関する簡としては、

②②建武四年五月辛巳朔戊子、甲渠塞尉放行候事、敢言□。

謹移四月盡六月賦錢簿一編。敢言之。

EPF二二…五四A

【建武四（後二八）年五月八日、甲渠塞尉の放が候の事務を代行し、申し上げます。謹んで四月から六月の賦錢簿一編をお送りいたします。以上申し上げます。】

⑳ 建武四年五月辛巳朔戊子、甲渠塞尉放□□

謹移正月盡六月財物簿一編。敢言之。

EPF二二…五五A

【建武四（後二八）年五月八日、甲渠塞尉の放が…謹んで正月から六月の財物簿一編をお送りいたします。以上申し上げます。】

などが挙げられる。竇融期以前の前漢時代において簿籍の点検は嚴重に実行されていた（永田一九八九、三九九頁）。竇融期も上記の簡のように、何種類もの簿籍が一定の期間ごとに作成されていたのである。なお、竇融期においても前漢時代同様、前年度の簿書の記録を踏まえて簿籍が作成されたことを示唆する簡に

㉒ 建武三年計餘三石弩系承弦十四 建武四年母定入

EPF二二…四四二

㉓ □ 母定出 母輸出 今餘□

EPF二二…四四三

【建武三（後二七）年の帳簿上繰り越しの三石弩の絹製の予備の弦一四。建武四年においても確定した納入はない。】

【……実際に出した数は無し。運び出した数も無し。今現在の余剰は……】

がある。⑤ これらの簿籍に関する簡牘により、竇融期も前漢期と同様、非常に厳格に簿籍が作成・点検されていたことは明瞭であろう。

では、なぜ竇融期においても、太守府が大将軍府に属する都尉府以下の軍事機構に上計関係の文書を送達しているのだろうか。そもそも前漢期に太守府が都尉府から上計関係の簿籍を接受していたことは、肩水都尉府出土簡の、

㉔ 本始三年八月戊寅朔癸巳、張掖肩水都尉□

受奉賦名籍一編、敢言之。

五一・四〇（大）

【本始三（前七二）年八月二六日、張掖肩水都尉……受奉賦名籍一編を（お送りします）。以上申し上げます。】
 からも明瞭である（永田一九八九、三四九頁）。また、竇融は大將軍を兼ねるものの、もともと治民に関与しないとされる
 属国都尉であり、五郡で構成される河西地域から送達される文書を効率よく集約・点検するために、太守府の協力を得た
 のではないか。

ここで、上計簿とは、本来漢代を通じて天子が親受するものであった（鎌田一九六一、三八二頁）ということ想起せね
 ばならない。後述するように、河西地方は建武五（後二九）年まで中央政府との交通が途絶しており、なぜ竇融政權は、
 前漢期同様に中央政府に届けるべき上計簿の基礎となる簿籍を諸機関に厳格に作成させたのであろうか。もちろん大將軍
 府が中央政府に代わり、五郡から上計簿を受理することで、河西の独立の傾向をそこに看取しうる可能性もある。ただし、
 本常に理由はそれだけであろうか。解答を出すためには、竇融政權と中央政權との関係を考察せねばなるまい。両者の関
 係は第三章で改めて論じる。本節では、上計に関して、大將軍府が太守府の仲介を得ていたことを特に確認しておきたい。
 そのほかにも、太守府が都尉府に文書を送る例が存在する。例えば、

⑦十一月丙戌、宣德將軍・張掖大守苞、長史丞旗、告督郵掾□□□□都尉官□。寫移鄉亭市里顯見處、令民盡知之。
 商□起察有毋四時言。如治所書律令。 一六・四A（破）

【二月丙戌、宣德將軍・張掖太守の苞と長史丞の旗が、督郵掾を通じて……都尉官……書き写した書が届いたならば、郷亭市里
 の目立つ場所に扁書し、民によく知らしめよ。商□起（？）有無を調査して四季ごとに報告せよ。如治所書律令。】
 等が挙げられる。箇中の苞とは竇融政權の張掖太守の史苞のことである（市川一九六七）。行政の命令の徹底においても、
 太守府は竇融期に依然として都尉府に命令を伝達していたのである。

次に、大將軍府と太守府との関係を考察する上で鍵となるのは、官吏任免権の所在であろう。大將軍府の幕僚について
 は、『続漢書』百官志一に、

大將軍の營五部、部校尉一人、比二千石、軍司馬一人、比千石。部の下に曲有り、曲に軍候一人有り、比六百石。

とある。王国維氏により、史料中の部校尉が部都尉に、軍候が候官の長官である郭候に対応することが夙に指摘されている（羅・王一九九三、一一九頁）^⑥。そこで、郭候の在任状況を考えると、

②⑧更始二年七月癸酉朔己卯、甲渠郭守候獲、敢言之。府書□□□

被兵簿、具對府。●謹移應書一編、敢言之。

E P F 二二・四五五

【更始二（後二四）年七月七日、甲渠郭候心得の獲が、申し上げます。府書……被兵簿、具さに（都尉）府に報告せよ、とあります。謹んで応書一編をお送りいたします。以上申し上げます。】

②⑨漢元始廿六年十一月庚申朔甲戌、甲渠郭候獲、敢言之。

謹移十月盡十二月完兵出入簿一編、敢言之。

E P F 二二・四六〇 A

【漢元始二六（後二六）年十一月一日、甲渠郭候の獲が、申し上げます。謹んで一〇月から二月までの完兵器出入簿一編をお送りいたします。以上申し上げます。】

と更始二年に守官（心得）であった獲が後二六年には真官になっている。大庭氏がすでに指摘するように、將軍府には軍吏を自由に任命できる人事権が特権として存在する（大庭一九八二、三九六―三九九頁）。郭候は秩比六百石であり、

上（＝哀帝）（唐）林の朋黨比周するを以て、敦煌魚澤障候に左遷す。（『漢書』孫寶傳）

のように、本来皇帝に任命される勅任官である。加えて、建武五年以前に竇融政権は中央政府と連絡がなかった。簡^{②⑨}の後二六年時点で獲が真官となっているのは、郭候が大將軍府の幕僚である軍候に相当することから、大將軍府による任命と考えるべきであろう。

また、竇融政権成立時に太守の人事異動が行われている。太守は秩二千石であり、大將軍府が自在に任命できる幕僚ではないはずである。ただし、周知のように、太守は一郡の軍事の最高指揮官であることから、郡將と呼ばれていた^⑦。大将

軍は時に自らの下屬の將軍すら任命できた。たとえば『後漢書』馮衍伝に、

更始二年、尚書僕射の鮑永を遣わして大將軍の事を行せしむ。……永既に素より（馮）衍を重んじ、為に且つ使を受けて自ら偏裨を置くを得、乃ち衍を以て立漢將軍と為す。

とあり、該条の李賢注は、『東觀漢記』を引用し、「時に永偏・裨將五人を置くを得るなり」とすることからも、大將軍が条件次第で下屬の將軍までも自ら任命できたことは明らかであろう。本来任命権を有する中央政府が瓦解していたため、竇融政権成立時の太守の人事異動は、下屬の將軍を任命できる大將軍府の人事の権限を行使したものと評価できよう。^⑧

さらに、竇融期の大將軍府は、軍吏ではない県の令長の人事にも関与していた。『後漢書』孔奮伝に、

建武五年、河西大將軍竇融（孔）奮に請いて議曹掾に署し、姑臧の長を守せしむ。

と、河西大將軍の竇融が孔奮を武威郡姑臧県の長官心得にしたとある。通常、県の長官である令長の守官任命は太守の権限であった（濱口重國一九六六、八一六頁）。前漢期の辺郡でも、肩水都尉府出土簡に、

③⑩ 兼行都尉事。眞官到若有代罷。如律。

五〇九・一一A、五二三・一A（大）

【都尉の業務を兼ねて代行せよ。中央任命の眞官が到着する、もしくは交代要員があった場合は罷免する。如律。】

とある。簡③⑩は端正な隸書体で書かれており、太守府の上級書記官の手になる簡牘と思しい。太守府から都尉府に送られた簡牘であろう。軍事機構の例ではあるが、前漢期には肩水地区でも太守府が守官を任命したこと疑いない。しかし、竇融期になると、鄯候・県令の任命状況から、守官の任命権は大將軍府が掌握したのである。

このように、竇融政権の大將軍府には、將軍（太守）以下の軍吏を自在に任用できる強力な人事権が存在していた。また、大將軍府は本来太守の権限である県令長の守官を任命することにより、結果的に太守の権限を抑制していた。

最後に本章で得られた知見を総括しておこう。王莽期、辺郡の状況が悪化したことにより、都尉の権限が大幅に拡大し、前漢期太守府に属していた県を領するまでになった。大將軍府はその都尉府を直接統属下に置いた。前漢期に太守府は一

郡の軍事を全て掌握しており、当然都尉府も太守府に属していたが、竇融期に都尉府は大将軍府に直属したため、太守府の軍事上の権限が抑制されたこと警言を要さない。また、竇融政権の大將軍府は強力な人事に関する権限を有し、本来太守府が有するはずの令長の守官の任命権までも有した。この点においても、大将軍府は太守府の人事上の権限を抑制していたのである。ただし、全ての職務において、大将軍府は太守府の権限を抑制し得たわけではない。上計簿に関しては、前漢期同様、太守府が都尉府以下の簿籍を集約したのである。また、行政の命令の徹底においても、太守府は建武年間に依然として都尉府以下の官属に命令を伝達していた。行政に関する特定の職務では、大将軍府は太守府の仲介・補助を得ていたのである。つまり、竇融政権は、軍事や人事に関しては、大将軍府への集権化に成功したが、特定の行政事務において太守府の仲介・補助を必要とする、ある種歪な権力構造であったと結論することができよう。

① 「告一謂一」の解釈は、竺沙氏の解釈に従う（竺沙二〇〇三、三四四―三四六頁）。

② 角谷常子氏も婁氏と同様に、建武年間に居延都尉府が居延県を統属下に置いたとする。ただし、建武期以前の居延県の所属は定かでないとする（角谷一九九三）。本稿の検討に拠れば、王莽期において、居延県は張掖太守府に所属していたこと疑いない。

③ 後段で述べるように、竇融期には、太守も將軍と名乗る事例がある。ただし、箇例のように、將軍号の後に太守の官位を記載している。將軍と太守は竇融期でも、箇⑤や

大將軍莫府・守府書曰、具言吏當食奉者秩別人名數、謹移尉以

EPF二二・四二五

などのように、太守と將軍は混同されておらず、厳密に区分されており、將軍号を持つ太守が將軍号のみを単独で名乗るわけではない。よって、この將軍令は大將軍令のことであると断定できよう。

④ 初山氏は、建武期の二通の裁判関係の冊書を用いて、その二件の裁判の最終的な決定権は、都尉府が有するとしている（初山二〇〇六、一四九頁）。

⑤ 永田英正氏は、漢代の簿書の作成は常に直前の報告を踏まえ、かつそれを継承する形で作成されたとする（永田二〇〇〇）。

⑥ 初版は一九一四年である。

⑦ 夙に王鳴盛が「十七史商榷」卷一四「太守別称」で指摘している。

⑧ 前漢期では、大將軍の霍光の人事について、「又擅調益莫府校尉。光專權自恣、疑有非常」（「漢書」霍光伝）と非難されており、大庭氏によれば、將軍は、普通の勅任官級のもの以上の場合、奏請の上で任命したはずで、霍光が非難されたのは奏請の手続きを欠いたためとする（大庭一九八二、三九八頁）。竇融が奏請を經ずに太守を任命したのは本文中で触れたように、当時中央政府が瓦解していたためである。

第三章 竇融政権の対外政策

第一節 建武五年夏以前の竇融政権と対外状況

竇融政権成立の前後、各勢力が覇権を争っていた。王莽新の崩壊後に成立した更始政権もわずか二年余りで瓦解し、長安の赤眉政権、河北の光武帝政権などが成立した。赤眉政権も光武帝政権とともに更始三（後二五）年六月に新皇帝が即位し、各々独自の元号を使用した。竇融政権はこの状況の変化に即座に対応したわけではなく、

③① ●甲渠候官 更始三年九月見受關卒所具□□名籍 □

EPT六五・一一〇

【●甲渠候官、更始三年九月現在の受關卒所具□□名籍 □】

③② 更始三年十一月己卯、甲渠守候誠、謂吞遠

EPF二二・三三七

【更始三年十一月己卯、甲渠候心得の誠が、吞遠……に通達する】。

と、相変わらず更始の年号を使用し続けていた。更始以後の年号が漢簡中に現れるのは、翌後二六年のことである。

③③ 建世二年正月甲戌、甲渠守候誠、告令史

EPF二二・三三三

③④ 建世二年三月癸亥朔壬申、甲

EPF二二・三七〇A

簡③③、③④のように、建世二（後二六）年の年号が見える。この建世という年号は、『後漢書』劉盆子伝に「六月、遂に盆子を立てて帝と為し、自ら建世元年と號す」とあるように、赤眉勢力が新皇帝を即位させた際に制定した年号である。注目すべきは、更始政権の覆滅後、河西地方が正統王朝とみなしたのは、光武帝政権ではなく、赤眉政権であるということである。建武の元号が初めて居延漢簡中に現れるのは、

③⑤ □系承弦百六 建武三年正月□□□

EPT六一・一九

とあるように、建武三（後二七）年正月のことである。建武年号への変更は、『後漢書』光武帝紀の建武三年閏月丙午条に「赤眉の君臣面縛し、高皇帝の璽綬を奉る」とあるように、建武三年ほどなくの時点で赤眉政権に対する光武帝政権の優勢を承けてのことであろう。^①以後、本稿では光武帝政権を後漢王朝と呼称する。

ただし、ここで注意すべきは、赤眉政権投降直前から、後漢王朝の紀年を一貫して用いたわけではないということである。赤眉投降以前、一例のみであるが、簡^②で「元始廿六年」と、王莽政権・更始政権・赤眉政権を全て否定し、前漢王朝最後の皇帝である平帝の年号（元始）を用いている。鶻飼氏が指摘するように、赤眉が更始政権を打倒してから光武帝が赤眉を下すまでの後二五年夏から後二六年末までが、河西地域の政治動向において最も流動的な期間であったといえよう（鶻飼一九九六）。竇融政権の後漢王朝への接近願望は、『後漢書』竇融伝によれば、

融等遙かに光武の即位を聞きて、心東向せんと欲するも、河西の隔遠を以て、未だ自ら通ずる能わず。

とあり、光武帝即位以来のものだったとするが、漢簡の年号使用の状況を見れば、初師賓・任步雲両氏の指摘のように、事実を反映しているとは言い難い（初・任一九八二）。

さらに、河西の後漢王朝の建武年号の使用に関して考察すべき要素に、隗囂の存在が挙げられる。隗囂の勢力は現在の甘肃省東部、つまり竇融と後漢王朝とのちょうど中間にあたる地に盤踞していた。『後漢書』隗囂伝によれば、

建武二（後二六）年、大司徒鄧禹西のかた赤眉を撃ち、雲陽に屯す。禹の裨將の馮愷兵を引きて禹に叛き、西のかた天水に向い、囂逆えて撃ち、之を高平に破り、盡く輜重を獲。是に於て禹承制し使を遣わし節を持さしめ囂に命じて西州大將軍と為し、涼州・朔方の事を專制するを得さしむ。

とあり、隗囂が河西地方を含めた涼州などの事務を専断できたとする。事実、竇融政権も、時に隗囂先に建武の年號を稱し、融等従いて正朔を受け、囂皆な其の將軍の印綬を假す。（『後漢書』竇融伝）とあるように、隗囂を通して建武の年号を使用し、隗囂より將軍の印綬を假に受けていた。

ただし、竇融自身は河西五郡に対して、簡^⑭にみえるように、「領河西五郡大將軍張掖屬國都尉」の称号で命令を下している。さらに、この簡^⑭と後続の簡^⑮で興味深い点は、李均明氏が指摘するように、大將軍府が始発点となり発せられた文書であるという点である（李均明二〇〇九、四六頁）。つまり、河西五郡の官吏の給与は隗囂ではなく、竇融に決定されていたのである。もちろん、市川氏が指摘するように、簡^⑰で、太守の張苞が將軍号を帯びているのは隗囂から仮与されたものであろうが（市川一九六七）、漢簡から河西統治の実情を見る限り、隗囂伝の記載にある隗囂が涼州を専制したというような影響力には見出し難い^①。

第二節 建武五年夏以後の竇融政権の対外政策

建武五（後二九）年の四月に、河西の竇融政権に一つの画期が訪れる。竇融政権が初めて後漢王朝へ遣使したのである。『後漢書』竇融伝には、「（建武）五年夏に、長史の劉鈞を遣わし書を奉じ、馬を獻ぜしむ」とある^②。結果として使者は、後漢王朝に服属しない公孫述・隗囂の両勢力に対する牽制となり得る河西の地勢的条件や豊かさにかねてから注目していた光武帝より、懇ろに遇された。光武帝から竇融に下された璽書には、

行河西五郡大將軍事、屬國都尉に制詔す。（『後漢書』竇融伝）

と、もともと有していた属国都尉の官位のほかに、代行であるが「行河西五郡大將軍事（河西五郡大將軍の事務代行）」の称号も認められている。さらに、「因りて融に授けて涼州牧と為す」（『後漢書』竇融伝）とあるように、涼州牧の地位も新たに与えられている。この後漢王朝との連絡開始は河西統治にも大きな影響を与えた。建武五年以前は、簡^⑭にみえるように、「領河西五郡大將軍張掖屬國都尉（河西五郡大將軍を兼任する張掖属国都尉）」の称号で命令を下していたが、五年以降には、

^{③⑥} 月甲午朔己未、行河西大將軍事・涼州牧・守張掖屬國都尉融使、告部從事

□城・武威・張掖・酒泉・敦煌大守、張掖・酒泉農都尉。武威大守言、官大奴許岑

E P F 二二・二八二五 A

【……某月二十六日、行河西大將軍事・涼州牧・守張掖屬國都尉の（竇）融の使者が部從事を通じて……武威・張掖・酒泉・敦煌大守、張掖・酒泉農都尉に告げる。武威太守が言うには、官の大奴（十五歳以上の男性奴隸）の許岑が……】

のように、光武帝から与えられた「行河西五郡大將軍事」や「涼州牧」の官職を名乗っている。建武五年以前の「領河西五郡大將軍」は、初・任両氏が指摘するように僭称であったといえよう（初・任一九八二）。しかし、この「領河西五郡大將軍」という称号の点から、竇融政権が劉秀・隗囂・赤眉諸派とは自ずと異なる一独立勢力で、自立を策謀する傾向を有していた（初・任一九八二）とまで解釈できるのか、一考を要する。

前述のように、河西地区では、竇融期にも引き続き上計に関する何種類もの簿籍が一定の期間ごとに継続して作成されていた。確かに、大將軍府が「五郡を監察」（竇融伝）する目的もあろう。しかし、以下の簡は、河西の簿籍の作成とその簿籍に対する厳格な点検が継続されていたことの意味について興味深い示唆を与えてくれる。

③⑦ 建武五年八月甲辰朔 甲渠鄯候 敢言之。府下赦令

E P F 二二・一六三

③⑧ 詔書曰、其赦天下自殊死以下、諸不當得赦者、皆赦除之、上赦者人數、罪別之、

E P F 二二・一六四

③⑨ 會月廿八日。●謹案、毋應書。敢言之。

E P F 二二・一六五

【建武五（後二九）年八月甲辰朔、甲渠鄯候が申し上げます。府が赦令詔書を下し言うことには、天下の死刑より以下、およそ赦免を得ることができない者を皆な赦免し罪を除く、赦免する者の人数を、刑罰ごとに分類して報告せよ、期限は二八日までとする、とあります。●謹んで調査しましたところ、詔書の条件に適合する者はおりません。以上申し上げます。】^④

この赦令は、建武五年五月丙子の詔である、「其れ中都官・三輔・郡・國に令して繫囚を出し、罪の殊死を犯すに非れば一切案ずる勿かれ、見徒は免じて庶人と為せ」（『後漢書』光武帝紀上）に運動していると何双全氏により指摘されている（何一九九八）。

このように、中央政府に報告するために、厳格な簿籍の作成及び点検が継続されたのである。上記簡のような、罪人の刑罰ごとの分類も例えば、肩水都尉府出土簡の

⑩張掖郡肩水候官本始三年獄計 坐從軍假工官區

田卒准陽郡萊商里高奉親 已移家在所區

二九三・七（大）

【張掖郡肩水候官の本始三（前七一）年の獄計。田卒で准陽郡萊商里の高奉親。從軍して假工官の……に坐す。已に家族を移して任地にあり……】

のように、裁判記録とともに最終的に年度単位でまとめられ、中央に報告されたのであろう。『漢書』翟方進伝に、「斷獄歳歲多前」とある。「多前」とは「前年度よりも多い」という意味であり、高恒氏によれば、行政文書作成における書法である（高恒一九九九、一三九五）。裁判記録も中央に報告されたと断じて差し支えなからう。そもそも、計簿を中央に上るとするのは、その提出先の政権への従属を意味すること想像に難くない。資融期に、厳格な簿籍作成と点検が継続されたのは、いずれ出現するはずの中央政権に提出するためという理由もあるのでないか。ここで、河西の西方に目を転ずれば、『後漢書』西域伝には、

光武の初め、康 傍國を率い匈奴を拒て、故の都護の吏士の妻子千餘口を擁衛し、河西に檄書し、中國の動靜を問い、自ら漢家を思慕すると陳ぶ。建武五年、河西大將軍の資融乃ち制を承けて康を立てて漢の莎車建功懷德王・西域大都尉と為し、五十五國皆な焉に屬す。

とある。この建武五年は前に述べたように、資融政権が後漢王朝との関係を開始した年である。資融期当時の西域は、王莽期に新王朝に痛撃を加え匈奴と連合していた焉耆・姑墨などの所謂北道諸國と、その連合に対抗する莎車國を中心とする南道諸國という構図の対立状態にあった。西域南道諸國を服属させるために、資融が後漢王朝の名義を利用したことが上記の西域伝中に明示されている。西域との関係の安定は、河西社会の経済上の繁榮にも寄与した。『後漢書』孔奮伝に

は、

時に天下擾亂し、唯だ河西のみ獨り安たりて、姑臧稱して富邑と爲し、貨を羌胡に通じ、市日ごとに四たび合し、毎に縣に居る者、數月に盈たずして輒ち豊積を致す。

とあり、河西が經濟的に繁栄したことを明証している。

このように、竇融は東方の中央政權の動向に注意を払っていただけでなく、河西の安危に直結する西域の状勢をも常に注視していたのである。そして、西域南道諸國を自身の陣營に引き入れるために、中央政府の權威を必要としていたのである。このため、竇融政權は自立を策謀していたわけではなく、常に安定的な中央政權の出現を渴望していたのである。^⑦

さて、建武五年以後の竇融政權と後漢王朝との關係を考察しよう。後漢王朝と關係を開始した五年以後の最も大きな變化は、河西地方の少吏の異動・罷免の急激な増加である。建武五年の人事異動を示す冊書である「居延令移甲渠吏遷補牒」などから、竺沙氏は建武五年の人事異動はかなり大規模であったことを指摘している（竺沙二〇〇三、三五九―三六〇頁）^⑧。確かに、少吏の人事は大幅に変更されているが、本来勅任官である秩二百石以上の長吏に関して、状況は如何なるものであろうか。『後漢書』循吏任延伝に、

建武初、延上書して願いて骸骨を乞い、歸りて王庭に拜す。詔して徵して九真太守と爲す。……延事を視ること四年、徵せられて洛陽に詣し、病を以て稽留し、睢陽令に左轉し、……武威太守を拜す。

と、建武初年から程なくして、光武帝が河西地方の太守を任命したとある。ただし、建武八（後三三）年末に、竇融政權が光武帝による隗囂の打倒に協力し褒賞を得た際、太守などの高官の顔ぶれは竇融政權の成立時と変化していないことが第一章第一節の表からも明瞭である。つまり、後漢王朝は、建武八年に至るまで河西の高官の人事を独自に決定することができたわけでも、人材を河西に送り込めたわけでもない^⑨。太守だけでなく都尉に關しても、

⑨ 五月甲寅、守張掖居延都尉詡・丞奉・告勸農掾禹・督邊掾選等、謂官縣、寫移書到、

如莫府書律令。掾循・兼守屬丹・書佐萌。

EPF二二・六九三

【五月甲寅、張掖居延都尉心得の誥・丞の奉・勸農掾の禹・督遠掾の遷等を通し、候官と県に通達する。書き写した書が到達したら、如莫府書律令。掾の循・兼守屬の丹・書佐の萌。】

とある。簡中の守張掖居延都尉の誥は、簡⑬の張掖居延都尉の誥と同一人物である。竺沙氏によれば、簡④の五月は建武七年の五月のことである（竺沙二〇〇三、三六四頁注一四）。妥当な見解であろう。そうであるならば、建武七年段階での守官が建武八年（簡⑬）に真官になっていったことは、後漢王朝の承認があつた以外に考え難い。後漢王朝は寶融政権が決定した人事に追認を下すだけであつたのである。

ここで、寶融政権の守官の意義について注意する必要がある。守官については、濱口氏により夙に考証されている。氏によれば、県の令長の場合を主として、守官は何年在職してもそのまま真官に昇格することはなかつた（濱口一九六六、八一―四頁）。ただし、上記簡の守官の誥はそのまま真官となっており、濱口氏の論証とは異なる。前章で挙げたように、孔奮を姑臧県の守令に任命したことからも、寶融政権の守官とは、王朝の正式な任命がないため、守官と史料中にあるだけで、事実上は真官と大差なかつたことが窺える。この点で、寶融期の守官を真官に昇進できない通常の守官と混同すべきでない。

さらに、河西社会の立法過程にも注目してみよう。劉光華氏は、簡⑥、⑦などを用いて、寶融政権が独自に社会経済に利する法令を制定していたと指摘する（劉一九八二）。ただし、大將軍府が独自に制定している法令は、経済関係の法令だけではない。

④ 建武泰年六月庚午、領甲渠候職門下督盜賊鳳、謂第四守候長恭等。

EPF二二・一六六

⑤ 將軍令、月生民皆布在田野、以塞侯望爲耳目。檄到、恭等令燧長日蚤迹、士吏・候長常以日中迹、

EPF二二・一六七

⑥ 加慎務、如將軍令。方循行、考察不以爲意者、必舉白。毋忽。如律令。

EPF二二・一六八

【建武七（後三）年六月庚午、領甲渠候職である門下督盜賊の鳳が、第四守候長の恭等に告げる。】

【將軍令に、月（？）生民は皆な田野におり、塞の侯望を耳目としているとある。檄が到着すれば、恭等は燧長には且蚤の時間に天田の足跡を確認させ、士吏・候長は常に日中の時間に天田を確認させる。】

【より慎重に務めに励むこと、如將軍令。循行の際、將軍令を輕視する者を調査し、必ず（違反者を）挙げて報告せよ。毋忽。如律令。】

などのように、建武五年以降も軍令を頒布し、河西社会を統制していたのである。

このように、建武五年夏に竇融政権が後漢王朝に服属したことから、隗囂に服属していた建武五年夏以前と後漢王朝に服属した建武五年夏以後は、政治的に区別されるべきである（鵜飼一九九六）という主張はその通りであろう。ただし、人事・立法に関する視点から見れば、河西の統治制度、特に統治構造は、建武五年以前・以後で大きな変更はないといえよう。

最後に、本章で考察した内容を総括しておこう。更始帝敗滅後、河西は当初赤眉政権に服属し、赤眉政権崩壊の直前より、後漢王朝の正朔を奉じた。そして、それは『後漢書』では隗囂を通してのことであった。ただし、居延新田簡を見る限り、將軍号など隗囂からの影響は認められるものの、実情は竇融の大將軍府が河西の統治を掌握していた。建武五年、竇融政権は後漢王朝に正式に服属した。上計簿が建武五年以前から嚴密に作成されていたことから、竇融政権は常に強固な王朝の出現を渴望していたのである。東方の正統王朝を必要としていたのは、単に東方との関係を安定化させる目的だけに止まらない。竇融政権は西域との安定的な関係を築くために、王朝の權威を必要としていた。つまり、竇融政権は河西の東方・西方両面との安定的な関係を築くために、後漢王朝との連携が不可欠であったのである。そして、後漢王朝との関係は、竇融政権が社稷祭祀や赦令など後漢王朝の支配を受け入れており、政治的に建武五年夏以前と以後は分けられるべきという鵜飼氏の指摘はその通りであるが、人事面・立法面から見ると、制度史的には五年以前・以後とも大

將軍府が実権を掌握していた。端的にいえば、人事の実権は大將軍府が掌握しており、後漢王朝は竇融政権の決定を迫認するだけであつた。さらに、大將軍府は建武五年夏以降も統治に利する法令を独自に制定し続けたのである。つまり、制度的・構造的には建武五年夏以前も以後も一貫して大將軍竇融が河西統治の最高責任者であつたのである。

① 建武三年の閏月は、『後漢書』光武帝紀では一月と二月の間に置かれ、近年の曆書ではいずれも二月と三月の間に置かれている。いずれにしても建武三年ほどなくの時期といえよう。

② 初師資・任步雲兩氏は、この節をもって河西の独立を指摘するが（初・任一九八二）、赤眉政権が崩壊の瀬戸際であつたための紀年の混乱とみるべきであろう。竇融政権に独立の意思が無かつたことは、次節参照。

③ 隗囂から仮に与えられた將軍号は、建武五年以降、七年以前に隗囂と断絶した際に放棄されたことが『後漢書』竇融伝に記載されている。

④ 居延新簡中に、一例のみだが、
復漢元年十一月戊辰、居延都尉領中渠督遂掾、敢言之。誠北

E P F 二二・四三三

と「復漢」の年号がみえる。この簡中の「復漢」が、隗囂の年号「漢復」（『後漢書』隗囂伝）であつたとしても、漢復元年は更始元（後二三年）に相当するため、竇融政権成立以前の年号であり、隗囂の竇融政権に対する影響力の有無とは直結しない。

おわりに

第三章にわたって、竇融政権の統治制度と対外政策について述べてきた。本稿で得られた知見を各章ごとにここで再度総括しよう。

第一章では、竇融政権の性質と竇融期の河西社会の状況を述べた。竇融政権は、河西を防衛するために、前漢以来の複

⑤ 『後漢書』光武帝紀上の建武五年四月条に、「河西大將軍竇融始遣使貢獻」という記事が見える。

⑥ 応書については、裘氏の解釈に従つた（裘一九九二、五九一頁）。

⑦ 藤田高夫氏も、竇融政権は河西の統治機構の維持のため、外部からの恒常的補給が不可欠であり、中央から自立する意図は無かつたと論じる（藤田二〇〇九）。ただし、本稿で考察したように、竇融政権は東方だけでなく西方をも常に注視していた。東方との関係のみで中央

政権への帰属を考察するのは、やや一面的な見解といえよう。

⑧ 佐原氏も建武五（後二九）年〜建武六（後三〇）年の間、甲渠候官管内では、内容のわかる事例だけを見ても、毎月のように属吏が弾劾されていると指摘する（佐原一九九七）。

⑨ 前田正名氏は、本文に挙げた『後漢書』循吏任延伝中の「四年」を建武四（後二八）年と解釈し、任延が建武四年に武威太守に就任したとする（前田一九六七）。しかし、伝中の「四年」は、任延が九真太守として政務を執つた年数のことで、建武四年のことを指すわけではない。

数郡の共同防衛制度の延長線上に成立した軍事を主眼とした政権であった。そして、竇融政権は河西統治の安定を達成するため、行政にも多大な労力を費やさねばならなかったこと、しかも、当該期は、前漢時代と比べ多数の人口の流入や経済の混乱など複雑な要素が加わったことを論証した。

第二章では、大將軍府と都尉府・太守府の関係を通して、竇融政権の統治制度について考察した。王莽期に辺郡の状況が悪化したことにより、都尉府の権限が大幅に拡大し、前漢期には太守府に属していた県を領するまでになった。大將軍府はその都尉府を直接統属下に置き、太守府の軍事的権限を抑制した。さらに、守官の任命など太守の人事の権限を大將軍府が回収し、太守府の権限を抑制した。このように、竇融政権は軍事や人事に関しては、大將軍府への集権化に成功した。しかし、上計簿の集約などの特定の行政事務に関しては、太守府の仲介・補助を必要とするある意味歪な権力構造であったことを考証した。

第三章では、河西政権の対外政策を東方の後漢王朝との関係を中心に考察した。竇融政権は河西の東・西両方面との安定関係を築くために、常に東方に強固な王朝が出現することを待望し、東方の後漢王朝の権威を利用して西域諸国との安定的な関係を構築しようとした。つまり、河西は独立する意思など有していなかったのである。そして、後漢王朝との関係は、竇融政権が社稷祭祀や赦令など後漢王朝の支配を受け入れていたため、政治史的に建武五年夏以前と以後は分けられるべきという先学の指摘はその通りであるが、人事・立法に関する視点から見ると、後漢王朝は竇融政権の人事決定を承認するだけであり、竇融の大將軍府は建武五年夏以降も統治に利する法令を独自に制定し続けたのである。つまり、制度的・構造的には建武五年夏以前も以後も一貫して大將軍竇融が河西統治の最高責任者であったのである。

そして、はじめにで触れた竇融期の簡牘の利用についての問題であるが、本稿の考察結果から、竇融期は前の時代、特に前漢期の河西の社会状況、統治制度と大きく異なることが了解されよう。つまり、竇融期の簡から十分な検討無しに前漢期の制度を復元・考証することは、甚だ危険であると言わざるを得ない。

最後に、本稿では竇融期を中心に考察したが、竇融期の前の王莽期の考察は未だ充分でなく、さらに竇融が建武一二（後三六）年に中央に召喚されて後、後漢王朝が河西をどのように統治したのか、未だ充分に展望を示せていない。今後の課題としたい。

参考文献一覧

【日本語】五〇音順

- 市川任三 一九六七 「漢牘改元考」、『東洋文化研究所』第七輯。
- 鶴飼昌男 一九九六 「建武初期の河西地域の政治動向——『後漢書』竇融伝補遺——」、『古代文化』第四八巻第一二巻。
- 大楠敦弘 一九九四 「秦代国家の統一支配——主として軍事的側面から——」、間瀬取芳編『史記漢書の再検討と古代社会の地域的研究』所収、愛媛大学。
- 大庭 脩 一九八二 「秦漢政治制度の研究」、創文社。
- 鎌田重雄 一九六一 「秦漢政治制度の研究」、日本學術振興会。
- 佐原康夫 一九九七 「居延漢簡に見える官吏の處罰」、『東洋史研究』第五六巻第三号。
- 斯波義信編 二〇一一 「中国社会経済史用語語解」、東洋文庫。
- 角谷常子 一九九三 「漢代居延における軍政系統と県との関わりについて」、『史林』第七六巻第一号。
- 竺沙雅章 二〇〇三 「居延漢簡中の社文書」、富谷至編『邊境出土木簡の研究』所収、朋友書店。
- 富谷 至 一九九三 「漢簡」、滋賀秀三編『中国法制史…基本資料の研究』所収、東京大学出版会。
- 永田英正 一九八九 「居延漢簡の研究」、同朋舎。
- 二〇〇〇 「江蘇尹湾漢墓出土簡についての考察——とくに「集簿」を中心として——」、『史窓』第五七号。
- 濱口重国 一九六六 「秦漢隋唐史の研究」(下)、東京大学出版会。
- 藤田高夫 二〇〇九 「中国西北における中国支配と中国文化——河西地方の場合——」、『東アジア文化交渉研究』、第二号。
- 前田正名 一九六七 「後漢書に現われた一世紀前半期の河西」、『立正史学』第三二号。
- 初山 明 二〇〇六 「中国古代訴訟制度の研究」、京都大学学術出版会。
- 渡邊信一郎 二〇一〇 「中国古代の財政と國家」、汲古書院。
- 【中国語】著者の拼音順
- 初師資・任步雲 一九八二 「建武三年居延都尉吏奉例略考」、『敦煌學輯刊』第三集。
- 何 双 全 一九八八 「竇融在河西」、『西北史地』一九八八年第三期。
- 胡 平 生 二〇〇〇 「胡平生簡牘文物論集」、蘭臺出版社。
- 甘肅居延考古隊 一九七八 「居延漢代遺址的發掘和新出土的簡冊文物」、『文物』一九七八年第一期。
- 高 恒 一九九九 「漢代上計制度論考——兼評尹湾漢墓木牘（集簿）」、連雲港市博物館、中国文物研究所編『尹湾漢墓簡牘綜論』、科学出版社。

- 李均明 二〇〇九 『秦漢簡牘文書分類輯解』、文物出版社。
- 劉光華 一九八一 『建郡後的漢代河西』、『敦煌學輯刊』第二集。
- 羅振玉・王国維 一九九三 『流沙墜簡』、中華書局。
- 裴錫圭 一九九二 『古文字論集』、中華書局。
- 汪桂海 一九九九 『漢代官文書制度』、廣西教育出版社。
- 薛英群 一九九一 『居延漢簡通論』、甘肅教育出版社。
- 【付記】 本稿は平成二四年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究院D・C・京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

legal domicile, which indicates that a convict did not have a household registration. The objects of the compilation of household registrations were people residing in the villages, and because convicts were banished from the village, they also had to be erased from the household record. It can be surmised that the place of conviction instead became the location where an individual's records were kept. In short, the control of individuals during the period of the Qin-Han empire relied in great measure on registers and the communication system. Because various kinds of registers were compiled relentlessly, and a system of efficient communication was constructed, the control of individuals could be carried out across the far-flung empire.

The System of Rule in the Regions of Hexi and Foreign Policy during the Period of Dou Rong

by

NOGUCHI Yu

Records on wooden slips from the period of the rule of Dou Rong 竇融 in Hexi, which have not been sufficiently studied, have been used to reconstruct the system of the Former Han Dynasty. This is a result of a failure to sufficiently study the unique character of the rule during the Dou Rong period. This article examines in three sections the system of rule in Hexi during the Dou Rong period as well as its structure and character.

In the first section, I emphasize the circumstances of the founding of the regime established by Dou Rong and the social circumstances in Hexi. I demonstrate the following two points in my examination. First, I show that the regime established by Dou Rong was a regime that emphasized military affairs based on the military system of the Former Han. Second, I show that the Hexi regions ruled by Dou Rong were saddled by two problems--that of population increase and that of economic turmoil.

In the second section, I place special attention to the re-organization of the military and administrative structure of the system of rule established by Dou Rong. As a result, I was able to demonstrate the following three points. First, I demonstrate that during the Dou Rong period the office of the chief commandant 都尉府, which had been a subordinate office under the office of

the governor 大守府, came under the jurisdiction of the office of the general-in-chief 大將軍府, the office occupied by Dou Rong. Secondly, I show that during the Dou Rong period the office of general-in-chief succeeded in suppressing the authority of the office of governor in matters concerned with the military and personnel. Thirdly, in contrast to the successful concentration of power in the office of the general-in-chief, I demonstrate that it was necessary to obtain the cooperation of the office of governor in regard to administration. As a result, I clarify that in contrast to the successful concentration of authority by the office of the general-in-chief in terms of military and personnel matters, it was not in fact able to complete the concentration of authority over political administration.

In the third section, I chiefly consider the foreign policy of the regime established by Dou Rong. I view the subjugation of the regime established by Dou Rong to the Later Han Dynasty as ground breaking. In the third section I demonstrate the following three points. First, I show that prior to the 29th year of the Common Era, the Hexi regions were not under the rule of Kuixiao 隗囂, and that Dou Rong ruled in Hexi. Secondly, I demonstrate that Hexi under the rule of Dou Rong by receiving the protection of the Later Han Dynasty, attempted to construct a stable relationship with the regions west of China. Thirdly, I show also that after the year 29, Dou Rong made the personnel decisions of the high-ranking officials of the Hexi regions, and Dou Rong also created the laws. As a result I clarify the fact that the office of general-in-chief whose top post was held by Dou Rong maintained rule over the Hexi regions after the year 29 and not prior to it.

Through these considerations in the three sections, I confirmed that the system and structure of rule over Hexi that was established by Dou Rong was strikingly different from that of the Former Han Dynasty. Then, I propose that it will be impossible to reconstruct the system of the Former Han Dynasty using the wooden slips of the Dou Rong period without studying them sufficiently.